

浜松市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等(以下「小児慢性特定疾病児」という。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び性能等)

第2条 給付の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、当該用具の性能等は「性能等」欄に掲げる要件を満たしたものとする。

(給付の対象者)

第3条 給付の対象者は、本市に住所を有し日常生活を営むのに支障があり、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 別表1の「種目」欄に掲げる用具ごとに同表の「対象者」欄に掲げる状態にある小児慢性特定疾病児
- (2) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法(昭和22年法律164号)による施策の対象とならない者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とならない者

(給付の申請)

第4条 用具の給付を希望する対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付申請書(第1号様式)、日常生活用具使用診断書(第2号様式)及び小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて市長に申請しなければならないものとする。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、対象者及び対象者の属する世帯の状況等を調査書(第3号様式)により調査し、30日以内に給付の要否を決定するものとする。
2 市長は、給付の決定をしたときは、日常生活用具給付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するとともに日常生活用具給付券(第5号様式。以下「給付券」という。)を交付し、申請を却下したときは却下決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第6条 用具の給付は、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行なうものとする。

(費用の負担及び支払)

第7条 用具の給付の承認を受けた者(以下「承認者」という。)は、別表2に定める徴収基準月額を支払うものとする。ただし、用具の価格が別表1に定める助成限度額を超える場合はその超えた額も申請者が負担するものとする。この場合において、申請者負担額が用具の価格を超える時は、当該用具の価格を申請者負担額とする。

2 承認者は、用具を納入する業者に給付券を添えて、承認者が支払うべき額を当該業者に支払うものとする。

3 用具を納付した業者は、当該給付に要した費用を請求しようとするときは、請求書に給付券を添えて、市長へ提出しなければならないものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、用具の給付に要する費用から承認者が業者に支払った額を控除した費用を支給するものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 市長は、受給者が前項の規定に違反したと認めるときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第2、3条関係）

種目	対象者	性能等	助成限度額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	4,810円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,170円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	166,320円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	64,800円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	97,200円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	72,360円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,200円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	76,030円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,130円

電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	60,910円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	21,600円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	40,820円
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	38,880円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	170,100円
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	111,460円
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	146,450円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	126,360円

別表2（第7条関係）

徴収基準額表

階層 区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準 月額	徴収基準 加算月額	
A 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B 階層	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C 階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	C1 階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2 階層	2,900	290
D 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400 円以下	D1 階層	3,450	350
		2,401 ～ 4,800 円	D2 "	3,800	380
		4,801 ～ 8,400 円	D3 "	4,250	430
		8,401 ～ 12,000 円	D4 "	4,700	470
		12,001 ～ 16,200 円	D5 "	5,500	550
		16,201 ～ 21,000 円	D6 "	6,250	630
		21,001 ～ 46,200 円	D7 "	8,100	810
		46,201 ～ 60,000 円	D8 "	9,350	940
		60,001 ～ 78,000 円	D9 "	11,550	1,160
		78,001 ～ 100,500 円	D10 "	13,750	1,380
		100,501 ～ 190,000 円	D11 "	17,850	1,790
		190,001 ～ 299,500 円	D12 "	22,000	2,200
		299,501 ～ 831,900 円	D13 "	26,150	2,620
		831,901 ～ 1,467,000 円	D14 "	40,350	4,040
		1,467,001 ～ 1,632,000 円	D15 "	42,500	4,250
		1,632,001 ～ 2,302,900 円	D16 "	51,450	5,150
		2,302,901 ～ 3,117,000 円	D17 "	61,250	6,130
		3,117,001 ～ 4,173,000 円	D18 "	71,900	7,190
		4,173,001 円以上	D19 "	全額	左の徴収基準月額 の10% ただし、 その額が 8,560 円 に満たない場合は 8,560 円

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）第3号（地方税法第314条の7第1

項第2号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。)第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。)地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

第1号様式（第4条関係）

日常生活用具給付申請書

年 月 日

あて先 浜松市長

申請者

住 所

氏 名

給付対象者との続柄（ ）

下記により日常生活用具給付を申請します。

対象者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日（ 歳）			
	住 所							
	疾病名							
世帯の状況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	職 業	備考	対象者に対する介護の状況等		
給付を希望する理由								
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 借家（借主の諾否）	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともして いない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介助を必要 2 便器（携帯用） 使用 3 自分でできる		移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要（一部、 全部） 3 自分でできる
給付を受けたい用具の名称				希望する形式、規模等				
給付上特に希望する事項								
備考								

（注）1 この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税または当該年度分市民税の課税額を証明する書類を添付すること。（生活保護を受けている人等の場合はその旨についての福祉事務所長の証明書）

2 申請書氏名については自書もしくは記名押印とすること。

第2号様式（第4条関係）

日常生活用具使用診断書

患者氏名	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
患者住所	浜松市		
疾病名			
症 状	(日常生活用具を必要とする身体状況等)		
<p>以上のとおり診断します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関名</p> <p style="text-align: center;">医療機関所在地</p> <p style="text-align: center;">担当医師名 印</p>			

第3号様式(第5条関係)

調査書(日常生活用具給付事業)

申請書受理番号及び年月日		番 号 年 月 日		申請者 氏 名		対象者 との続柄	
対象者	氏 名		男・女	生年月日		年 月 日生(歳)	
	住 所		(電話)				
	疾 病 名						
世帯員の 状況	氏 名		年齢	対象者 との続 柄	課税状況		備考
					当該年度分市民税		
					均等割	所得割	前年分 所得税
世帯区分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市民税均等割課税世帯 3 市民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯					
住まいの状況		1 自宅 2 借家(貸主の諾否)					
給付後の 生活の状 況		日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する 状況に) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない (一部介助・全介助) 4 その他 ()			その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 ()		
給付の必 要の有無		1 有 2 無	給付する (しない) 理 由				
給付する用具名 (含む型式規模等)			予定価格		扶養義務者が支 払うべき額		公費負担予定額
			円		円		円
その他 特記事項							
年 月 日				調査員 職名 氏名			

日常生活用具給付決定通知書

様

浜松市長

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日
対象者氏名		疾 病 名	
給付する用具(含む型式規模等)		納入業者名	
		納入業者の住 所	
価 格	扶養義務者が支払うべき額		公費負担額
円	円		円
注意事項	1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。		

第5号様式（第5条関係）

日常生活用具給付券				
給付番号	第 号	給付券発行 年 月 日	年 月 日	
対象者氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)	
居住地				
保護者氏名		対象者 との続柄		
給付する用具名(型式規模等)		価 格	扶養義務者が 支払うべき額	公費負担額
		円	円	円
納入業者名		納入業者 の住所		
この券の有効期限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の 公費支 払請求 期限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日 浜松市長				
業者の納付した日	扶養義務者より受領した額	受領業者名及び年月日		
年 月 日	円	年 月 日		
用具受領保護者名	検収者	職名		
		氏名		
その他特記事項				

(注) 本表は、～、は市町村、～は納付した業者が記入すること。
は保護者が記入すること。

第6号様式(第5条関係)

浜松市指令 号
年 月 日

様

浜松市長

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知ください。

記

(理 由)